使用料及び手数料に関する基本的な考え方

令和3年3月

沖縄市

もくじ

はじめに	•	•	•	•	•	•	•	•	1
 使用料・手数料算定の基本的な考え方 (1)受益者負担の原則(公平性) (2)算定方法の明確化(透明性) (3)コスト縮減の取組(低廉性) 	•	•	•	•	•	•	•	•	2
 基本的な考え方の対象 (1)使用料の対象 (2)手数料の対象 	•	•	•	•	•	•	•	•	2
3. 使用料・手数料の算定について(1) 使用料の算定(公の施設)(2) 手数料の算定	•	•	•	•	•	•	•	•	3
 4. 原価の考え方 (1) 原価に算定する費用 (2) 人件費 (3) 物件費・維持補修費 (4) 減価償却費 (5) 原価に含めない費用 	•	•	•	•	•	•	•	•	4
5. 受益者負担割合の考え方 (1) 公の施設における性質別負担割合の考え方 (2) 施設を各分類枠へ仕分けする方法 (3) 目的外利用等の取扱い (4) 手数料における性質別負担割合の考え方	•	•	•	•	•	•	•	•	6

6. 使用料・手数料の算出方法		•	•	•	•	•	•	•	•	8
(1)施設の利用形態による使用料算出方法(2)手数料の算出方法										
7. その他、考慮すべき事項		•	•	•	•	•	•	•	•	9
(1)減額措置の考え方(2)施設の個別事由による使用料の設定(3)市外利用者の使用料設定(4)手数料の個別事由について(5)その他政策的判断										
8. 使用料・手数料の見直しについて	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
(1)激変緩和(2)消費税の取り扱いについて(3)指定管理者制度導入施設の取り扱いにつ	いて									

※指定管理者制度を導入している施設については、「使用料」を「利用料金」に読み替えるものとします。

はじめに

地方自治法(以下「法」という。)第 225 条において、行政財産の使用又は公の施設の利用については使用料を利用者(受益者)から徴収することができ、また、法第 227 条により、普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものについては手数料を徴収する事ができます。

本市でも、法の定めるところにより使用料・手数料について条例や規則等を定め、行政(公共)サービスに必要なコスト(経費)として受益者に負担を求めているところです。

使用料・手数料については、行政負担分が納税者負担となっていることを鑑み、利用する市民と利用しない市民との公平を図るための「受益者負担の原則」を踏まえつつ、負担する額についての根拠を明確にして市民の理解を得られる必要があります。公平性と透明性を確保するため、使用料・手数料の見直しについて基本的な考え方を示すものとして定めます。

1. 使用料・手数料算定の基本的な考え方

(1) 受益者負担の原則(公平性)

使用料は、公の施設等の利用者に、その利用の対価として負担していただくものですが、使用料収入が施設の維持管理等に要する費用を下回る場合、経費の不足分は公費(一般財源)で賄うことになり、結果的に施設を利用しない人にも施設の維持管理に対する負担を求めることになります。施設を利用する人と利用しない人との負担の公平化を図るため、使用料の算定にあっては、受益者負担の原則を踏まえた使用料の算定を基本とします。

手数料についても、特定の者のために行うサービスであることから、使用料と同様に 受益者負担の原則を踏まえ算定を行うものとします。

(2) 算定方法の明確化(透明性)

利用者に適正な応分の負担を求めるにあたり、市民に分かりやすく説明できるよう、 使用料・手数料の算定方法(積算根拠)を明確にし、受益者負担の透明性を確保するこ とが重要です。

(3) コスト縮減の取組(低廉性)

施設の使用料は、維持管理に要する経費に基づき算定されることから、管理者は、 施設の利用率や稼働率など現状の利用状況を十分把握し、常にコスト意識を持って経 費の無駄を省くことで、最も効率的で効果的な施設運営に努め、適正な負担となるよ う低廉な使用料を追求することが重要です。

また、同様に手数料においても低廉な手数料を追及することが重要となります。 そのため、より低コストで高品質な市民サービスを利用者に提供できるよう、P(計画)-D(実施)-C(検証)-A(見直し)のマネジメントサイクルにより適正な受益者負担の見直しに努めます。

2. 基本的な考え方の対象

(1) 使用料の対象

対象となる使用料は、受益者負担として行政財産の使用又は公の施設の利用につき 徴収するもので、条例等に規定するものとします。また、指定管理者制度導入施設の 利用料金も対象としますが、対象は条例に規定する上限額とします。

ただし、法令等で使用料が無料と定められている施設や、使用料算定に係る考え方が 定められている施設については、基本的な考え方の適用除外とし、法令等の主旨に則り 設定するものとします。

- ○行政財産(庁舎、道路等)の 使用料例
 - 自動販売機設置使用料
 - 道路占用料
- ○公の施設(図書館、公園等)の使用料例
 - 体育施設の使用料
 - ・動物園の入園料

- ○左記のうち適用除外例
- ・法令等で使用料が無料と定められている施設 図書館、公園、道路等
- ・制度上の算定方法や徴収基準額に準じて使用料を 算定する施設

市営住宅、保育所等

- 生活基盤設備等にかかる使用料等 公共下水道、水道施設等
- ・民間企業の利活用に資するため、個別の基準により算定する必要のある施設

IT関連施設等

・行政財産の目的外使用にかかる使用料(沖縄市行 政財産使用料条例)

ATM 設置、職員等駐車等

(2) 手数料の対象

対象となる手数料は、特定の者のためにする事務につき受益者負担として徴収するもので、条例等に規定するものとします。

ただし、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」で全国的に統一して定めることが特に必要とされる事務や、法令等により金額が定められている手数料については、基本的な考え方の適用除外とし、法令等の主旨に則り設定するものとします。

○手数料例

- ・住民票の写し等の各種証明
- ・検査等に関する手数料

○左記のうち適用除外例

・政令等に定められている手数料

危険物の申請手数料等

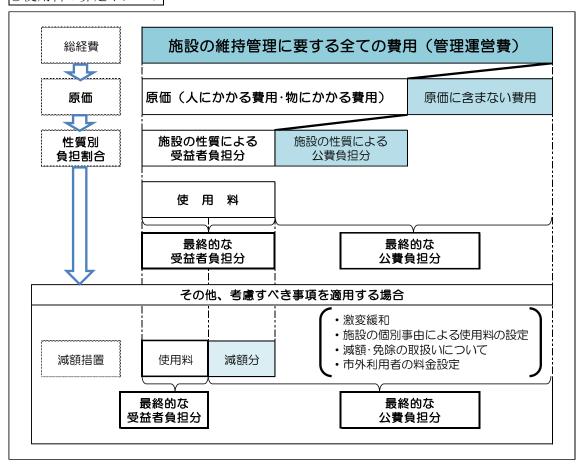
3. 使用料・手数料の算定について

(1) 使用料の算定(公の施設)

利用者が施設を利用する場合の使用料は、施設の維持管理等に要する費用(コスト)について、利用者が適正に応分の負担をするよう算定をおこない、各施設の公共性等に着目し、条例等に規定する金額を設定します。

ただし、基本的な考え方の示す算定方法では算出が困難又は妥当性を欠く使用料においては、別途独自の方法により設定することとします。

○使用料の算定イメージ



(2) 手数料の算定

手数料については、特定の者のために行う事務に要する費用を受益者が負担するものであり、原価を適正に把握することが重要となります。

算定においては、使用料と同じ考え方となります。

4. 原価の考え方

受益者負担の額は、施設の維持管理等に要する費用や証明書発行にかかる経費を利用者が負担するものであり、使用料・手数料の算定の基礎となる原価に基づき定める必要があります。

原価は、原則として直近3年間の決算(実績)額を考慮して、算定するものとします。

(1) 原価に算定する費用

原	人にかかる費用	人件費	サービス提供や施設を維持管理するための業務に、 直接従事する職員に要する費用
原 価	物にかかる費用	物件費 維持補修費 減価償却費	

(2) 人件費

人件費 = 人件費単価 × 職員数

○人件費単価

人件費単価は、正職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員の職員区分毎の平均 給与、報酬等とします。指定管理者が管理する施設については、指定管理者の人件 費で算出します。

○職員数

原則として、算定を行なう施設におけるサービスの提供や維持管理等に携わった 職員数、また証明書発行等に携わった職員数とします。

例:施設におけるサービスの提供や維持管理業務と、それ以外の業務にも従事する職員数

	職員A	職員B	職員C	職員D	合 計
サービスの提供や 施設の維持管理に 関する業務	1.00人	0.70人	1.00人	0.50人	従事職員数 3.2人
上記以外の業務	J	0.30人		0.50人	0.8人

(3)物件費・維持補修費

需用費、役務費、備品購入費、委託料、軽微な維持補修費その他施設の維持管理運営に伴うものに要する費用をいう。(経常的経費)

(4)減価償却費

世代間の負担の公平を図るため、施設整備にかかる経費をその施設の利用に供される期間に渡って配分する減価償却費(定額法)を費用として原価に算定します。

減価償却費 = 取得価額 ÷ 耐用年数

- ※定額法とは、耐用年数に応じて毎年定額(同額)の減価償却費を計上していく 方法
- ※耐用年数や取得価額については、原則、沖縄市固定資産台帳を活用しますが、 台帳上登録されていない設備等の耐用年数については、「減価償却資産の耐用 年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)を参照することとします。

(5) 原価に含めない費用

原則として、建設費用、土地の取得に要した費用、大規模修繕費、高額備品購入費、 その年度のみ一時的・臨時的に要した費用等(臨時的経費)は、原価に含みません。 ※減価償却可能な資産については、後年度の減価償却費に計上します。

5. 受益者負担割合の考え方

(1) 公の施設における性質別負担割合の考え方

施設それぞれの設置目的や機能について、「公共性の強さや日常生活上の必要性」、「民間でも提供されているか」などサービスの性質に分けることができます。そこで施設をいくつかに分類し、公費負担と受益者負担割合を設定することで、負担割合の考え方を整理します。

○性質別分類の基準

①サービス内容が必需的か選択的かによる区分【横軸】

必需的サービス

市民の日常生活においてほとんどの人に必要とされるサービス

選択的サービス

生活や余暇をより快適にするためのサービスで、人によって必要性が異なるサービス

②サービスの内容が私益的か公益的かによる区分【縦軸】

私益的(市場的)サービス

民間でも同種類似のものが提供されている、あるいは提供することが可能と考 えられるサービス

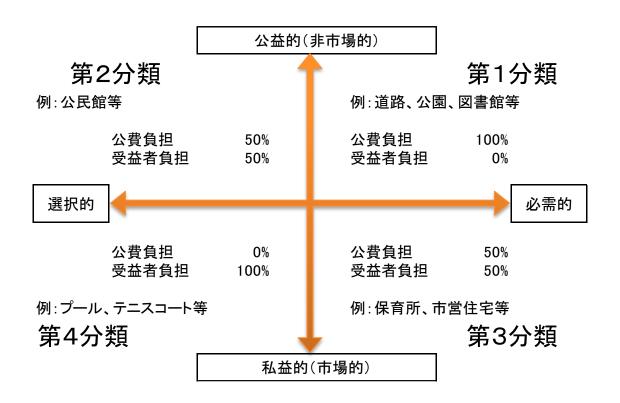
公益的(非市場的)サービス

民間では提供されにくく、主として行政が提供するサービス

○性質別分類と負担割合

分類方法と負担割合は、様々なパターンが考えられますが、ここでは4分類に整理します。

- ① 第1分類(公費負担100%・受益者負担0%) 市民生活に欠かせないもの又は高度な社会的要請があるもので、公共性が高く 民間による提供が難しいもの
- ②第2分類(公費負担50%・受益者負担50%) 個人の価値観や嗜好の違いによって必要性が異なるもので、公共性が高く民間による提供が難しいもの
- ③第3分類(公費負担50%・受益者負担50%) 市民生活に欠かせないもの又は高度な社会的要請があるもので、民間による提供が可能なもの、又は提供しているもの
- ④第4分類(公費負担0%・受益者負担100%) 個人の価値観や嗜好の違いによって必要性が異なるもので、民間による提供が可能なもの、又は提供しているもの



(2) 施設を各分類枠へ仕分けする方法

施設を各分類枠へ仕分けする際は、施設の設置目的及び機能、事業内容、利用対象者、類似施設との比較等によって行います。

(3) 目的外利用等の取扱い

目的外利用等(施設本来の目的でないもの 例:営利目的)

第1分類、第2分類、第3分類に分類した施設であっても、目的外の利用については、第4分類に位置づけ、受益者負担を100%の扱いとします。

(4) 手数料における性質別負担割合の考え方

手数料は、特定の者の利益のために発生した事務に係る経費であることから、受益者 負担 100%とします。

6. 使用料・手数料の算出方法

(1) 施設の利用形態による使用料算出方法

使用料の算定の考え方は、施設の利用形態により、会議室・ホール・調理室等の「<u>貸</u> <u>館施設</u>」とプール、トレーニングルーム等の「<u>個人利用施設</u>」の2つに分類して算定を 行います。

使用料 = 原価(経常費用) × 性質別負担割合(一減額分)

○貸館施設 (例)

会議室等の利用のように、ある一定の部屋(区画)を、貸切(占有)で利用するような施設については、1室当たりの使用料を算出します。

- ① 1 ㎡当たり年間原価 = 施設全体の原価(経常費用) ÷ 施設総面積(㎡)
- ②1㎡当たり時間原価 = ①1㎡当たり年間原価 ÷

(年間開館(利用可能)時間数 × 稼働率※)

- ③1室当たりの原価 = ②1㎡当たり時間原価 × 貸室等面積(㎡)× 利用時間
- ④1室当たり使用料 = ③1室当たりの原価 × 性質別負担割合(-減額分)
- ※実際の利用に沿った算定をする観点から稼働率を考慮しますが、50%を下限とします。

○個人利用施設 (例)

プールなどのように、ある一定の部屋(区画)を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者1人当たりの使用料を算出します。

- ①1人当たりの原価 = 原価(経常費用) ÷ 年間受益者(目標利用者)数
- ②1人当たり使用料 = ①1人当たりの原価 × 性質別負担割合(-減額分)

○設備等その他の使用料(例)

施設利用そのものの使用とは別に、施設に付帯している冷房、音響設備及び特殊な設備等の使用や、撮影等の行為の使用料については、統一的な基準による料金算定が困難なため、受益者負担の原則に基づき、個々の事情に応じて別途定めることとします。

①1時間当たり使用料 = 電気料金などの実費

(2) 手数料の算出方法

手数料 = 原価(経常費用) × 性質別負担割合(100%)

○手数料 (例)

住民票の写しにかかる手数料や証明書発行申請を受けた場合などの手数料について は、1件当たりの手数料を算出します。

① 1 件当たり手数料 = (時間当たり人件費 × 事務処理時間) + (物件費 ÷ 年間総処理件数)

※端数処理について

計算結果の端数処理については、各施設および手数料の条例・規則に基づいて処理するものとします。ただし、処理の方法について明記されていない場合は、10円未満の端数は切り捨てるものとします。

7. その他、考慮すべき事項

(1)減額措置の考え方

受益者負担の明確化、利用者間の公平性の観点から、使用料・手数料について減額 措置を行なう範囲及び適用については、各施設の設置目的、法令等と照らし合わせる とともに、使用目的の公益性や高齢者・障がい者への配慮なども考慮しながら設定す る必要があります。

①減額・免除の取り扱いについて

使用料・手数料の減免制度とは、全部または一部を政策的に免除しているものです。その適用については、教育文化の振興や障がい者などへの配慮といった「政策的特例措置」であるため、「受益と負担の公平化」を十分に考慮し、公共性の度合いや負担能力等から真にやむを得ないものに限定します。

なお、使用料の減額・免除措置を行うには、それぞれの施設の条例に減免措置を行うことが規定されている必要があり、条例に減免の規定がない施設は減額・免除措置を行うことはできません。

また、手数料の免除については、沖縄市手数料徴収条例(平成12年3月30日条例第24号)第4条に則り免除を行います。その他個別の条例等において減額・免除の規定がされている場合は、個別の条例等に則り減額・免除を行います。

(2) 施設の個別事由による使用料の設定

以下の点に留意し、施設を所管する部局を中心に、各施設の現状を踏まえ、公平性を十分検討した上、施設の実情に応じて使用料を設定します。

- ・目的・性質・規模を同じとする類似施設は、施設により使用料の格差が生じないよう比較検討を行ったうえで使用料を設定します。(例:類似施設の平均使用料を 適用)
- ・昼間・夜間、平日・祝祭日などの利用時間帯等による使用料格差は、それぞれの 施設において、利用実態、利用者の要望等を勘案し、適切に設定するものとしま す。
- ・近隣自治体の類似施設との均衡をはかり、利用の低下を招かない様改定額を調整します。
- ・現行使用料より低額となることで、民業を圧迫する恐れがあるときや、他の類似 施設とのバランスに影響を及ぼす恐れがあるときなどは、民間価格や類似施設と 同等額に設定します。
- ・施設の有効活用と公平な利用を促すため、施設の設置目的に配慮しながら減免規定 等の見直しを図り、使用料を平準化する配慮が必要です。

(3) 市外利用者の使用料設定

公の施設の利用は、本来、市民の利用に供することを目的として市税によって設置されております。

市民以外の利用により、市民の利用が制限される場合には、市民サービスを優先し、その対策を講じる必要があります。一方、施設の性質上、市外も含めた多くの利用者が利用することにより、その目的が達成される施設もあることから、市外利用者の使用料設定についても「受益者負担の原則」「算定方法の明確化」「コスト縮減の取組」を踏まえ、市民使用料の150%を上限に設定することを可能とします。

(4) 手数料の個別事由について

近隣自治体と同様なサービス(例:住民票の発行など)を実施しているものについては、近隣自治体との均衡をはかり改定額を調整します。

(5) その他政策的判断

政策的判断が必要で個別に検討を要するものや、施設本来の利用目的を損なう恐れがある場合などについては、使用料・手数料及び減免について調整ができるものとします。

8. 使用料・手数料の見直しについて

適正な受益者負担を維持するため、5年毎に料金の点検を行うこととします。ただ し、社会情勢等を踏まえ、必要が生じた場合には適宜点検を行うこととします。

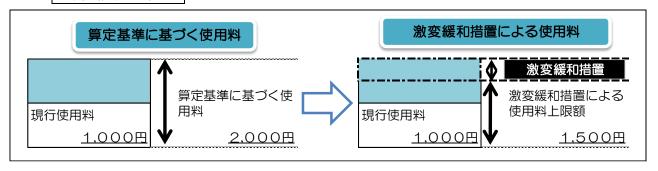
算出した使用料・手数料が現行と比較して概ね 10%を超える場合や、考慮すべき事項がある場合は、個別事由を考慮した上で、各部推進会議において改定の有無を判断します。

改定の必要があると判断した場合には、必要に応じて政策会議に諮るなど、速やかな措置をとることとします。

(1)激変緩和

使用料・手数料の改定は市民生活に直結していることから、算出した額が現行使用料・手数料より高額になるときは、改定額の影響を勘案した使用料・手数料を設定し、段階的に改定します。(単年度上限額:現行料金の150%)

○激変緩和の考え方



(2) 消費税の取り扱いについて

使用料については課税対象(手数料は対象外)となっているため、原価に法律で定められた税率を乗じて得た額とします。ただし、税率改定に伴う税率分を単純に転嫁するのではなく、全体の料金点検を行った上で改定を検討することとします。また、金額表示は原則総額表示とします。

(3) 指定管理者制度導入施設の取り扱いについて

指定管理者制度を導入している施設の利用料金は、条例に規定した額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとなっております。見直しの対象は条例に規定する上限額ですが、上限額の見直しをおこなった場合は、指定管理料の見直しも考慮する必要があります。

なお、既に指定管理者と基本協定を締結している施設については、原則として協定 締結期間中は現行料金のままとし、見直した利用料金の適用は新たな基本協定締結時 を基本とします。

<策定>

平成 25 年 11 月 26 日

<改正>

令和3年3月22日

主な改正内容:

- 1. 手数料にかかる考え方の追加
- 2. 基本的な考え方の対象の追加
- 3. 減価償却にかかる考え方の追加
- 4. 使用料・手数料の見直しにかかる考え方追加

《 参 考 様 式 》

- 1. 使用料(貸館施設)積算用シート
- 2. 使用料(個人利用施設)積算用シート
- 3. 使用料類似施設等調査用シート
- 4. 手数料積算用シート
- 5. 類似手数料等調査用シート

							使用料(1	貸館施	設)積算	用シー	⊦				
作			成			日	令和元年●月	●日							
所	1	管	部	署		名	◆部●課								
施		設		名		称	○○施設▽▽会議室								
徴 (法	収 律 ·	条	根例	等	拠	沖縄市〇〇施	設条例	第◆条	:					
	123		210	12.1	.,			原	価						
	3	分類			文	才象	経費	1100		H29年度		単位:円		77.16	
	人作	‡費(a)	1	員の記	対労I 「る費	こ対 閏用	計年度任用職 する対価とし 。ただし、退職	H28	<u> </u>	HZ9:	<u> </u>	H304	干塻	平均 #DIV/0!	
	旅費													#DIV/0!	
				需用費			消耗品費 燃料費 食糧費 印刷製本費 光熱水費							#DIV/0! #DIV/0! #DIV/0! #DIV/0! #DIV/0!	
	物件費(b)			役務費			修繕料 通信運搬費 広告料 手数料 保険料							#DIV/0! #DIV/0! #DIV/0! #DIV/0! #DIV/0!	
				備品則		貴								#DIV/0!	
				委託料	¥		the control of the control							#DIV/0!	
				その他	<u>b</u>		使用料及び 賃借料							#DIV/0!	
							原材料費							#DIV/0!	
	牛費台													-	
<u> </u>	四1負太]費(c)		せの稼	働率									#DIV/0!	
			,,,,,	X ** 3.	1243			算	定						
		人件費				物	件費(b)	減佃	i 償却費	(a)+(b)+(c)			京価)		
			#	DIV/0	!		-			-		#[DIV/0!		
(施設全	(円)	原価 :DIV/0	!	-	施設総面 (㎡)	i積	=		n [°] 当たり <u>別原価(</u> #				
(2		当たり 原価(#		!	-	年間開館(末 能)時間		×	稼働 ²	率(下阻	艮50%) :DIV/0!	=	1㎡当たりの 時間原価(円) #DIV/0!	
(#DIV/0: 1㎡当たりの 時間原価(円) *DIV/0!			<	貸室等面 (㎡)	·積	×	7	利用時間 (H)	間	=	1室当たりの原価 (円) #DIV/0!			
(4	1室当たりの原価 (円) ×		<	性質別負担	割合	=	1室当たりの使用料 (円) #DIV/0!								
#DIV/0!							消費税率			1室当消費	たりの(税含む #DIV/0	使用料(円)			

	使用料(個人利用施設)積算用シート												
作		成		日	令和元年●月●日								
所	管	部	署	名	◆部●課								
施	設		名	称	○○施設▽▽	会議室							
徴 (法	収	冬	根 例		沖縄市〇〇施	設条例	第◆条						
12	<u> </u>		17.3	() /		原	価						
分類 対象経費 単位∶円 対象経費													
	刀短					H28	H28年度 H29年度 H30			H30年度	平均		
					計年度任用職								
					する対価とし								
/	人件費(a))			。ただし、退職						#DIV/0!		
			手当は	除く									
			± ⊢ #								#DIV / OI		
			旅費		消耗品費						#DIV/0! #DIV/0!		
					燃料費						#DIV/0!		
					食糧費						#DIV/0!		
需用費					印刷製本費						#DIV/0!		
					光熱水費						#DIV/0!		
					修繕料						#DIV/0!		
	- ル 				通信運搬費						#DIV/0!		
1 *	物件費(b))	役務費		広告料						#DIV/0!		
			仅份負		手数料						#DIV/0!		
					保険料						#DIV/0!		
			備品購								#DIV/0!		
			委託料								#DIV/0!		
			7 A N		使用料及び						#DIV/0!		
			その他		賃借料								
州州山	ᆂᄉᆗ				原材料費						#DIV/0!		
物件引	<u>夏台計</u> 賞却費(c)	1									-		
/ 火	貝叫貝(C)	<u> </u>				算定							
						71							
					All the co		- 146			計額(円)			
	人件費	(a)		籾	件費(b)	減価	償却費	(c)		全体の原価)			
		#	:DIV/0!		_				(a)+(b)+(c) #DIV/0!			
							1						
			原価		年間受益者			1人		原価			
1		<u>(円)</u>		÷	利用者数)	(人)	=		(円)				
		#	DIV/0!						#	DIV/0!			
	1人当	たりの	原価		州岳则名 和	割ム		1人当	たりの	使用料			
2		(円)		×	性質別負担	레ㅁ	=		(円)				
		#	:DIV/0!						#	DIV/0!			
					消費税率	<u>x</u>		消費	たりの 税含む	(円)			
									#DIV/0				

	使用料類似施設等調査用シート													
作			成		E	令和●年	●月●日							
所	1	管	部	署	~~~~	4 ◆部●課								
施		設		名	形	100施設			対象	施設	∇∇:	会議室	<u> </u>	
徴 (法	収 律	· 条	根 例	换 等	沖縄市〇(D施設条例第 ◆ 条							
							調査項目							
			調査(県											
		市町	村名	沖	縄市	那覇市	浦添市	宜野	湾市	うる	ま市	- 4	名護市	
	料0													
(市	内料	<u>金)</u>												
市内	•市タ	卜料金	の有無											
市外	卜料金	色割増	摔											
			ア定があ											
る場	合、問	与期、 。	改正額]
ΙĪ	百日/	市町	村名	曹見	見城市	糸満市	南城市	宮古	島市	石:	垣市	1		
	<u>スロッ</u> 月料の				L-750-13	7(7)-3-12	111.9% 112	шп	120.12	Ī				
	内料													
			の有無											
市外	料金	è割 增]率											
使用	料の	 改定予	ア定があ											
る場	合、時	寺期、♂	改正額											
														_
IJ	[目/	市町	村名	北口	中城村	中城村	西原町	北名	氵 町	嘉手	納町		売谷村	
使用	1料0)額												
(市	内料	金)												
市内	•市タ	卜料金	の有無											
市外	卜料金	色割増	摔											
			P定があ 改正額											1
0.8		37771	× = 13.				ļ							1
2. ī	市外	料金												
			金の導											
入予														
市州	/ 籽] 台	è道λ	を行う											
		っない												
市外	 ト料	企割 増	······ 字·····											
3. i	過去の	の料金	金改定											
	<u></u>						年	月日	1		年	月	日	
	2.0	Id.												J
4. 1	そのイ	也												
		友定に 慮す	あっ べき事											
			入して											
	را _،	- HC	.,											

	手数料積算用シート													
作		成		日	令和元年●月	●日								
所	管	部	署	名	◆部●課									
手	数	料	名	称	●●発行手数	料								
徴			艮例		沖縄市〇〇条	例第◀								
,	法 律	· *	ניקר	寸)		原価								
	八平五			44.64	4 ₹ #	甾 位.□								
	分類				経費	H28	年度	H29年度	H30	H30年度 平均				
人 人					計年度任用職する対価とし。ただし、退職						#DIV/0!			
			旅費								#DIV/0!			
			灬又		消耗品費						#DIV/0!			
					燃料費						#DIV/0!			
			需用費	,	食糧費						#DIV/0!			
			而刀具	L	印刷製本費						#DIV/0!			
					光熱水費						#DIV/0!			
					修繕料						#DIV/0!			
	物件費(b	o)			通信運搬費 広告料						#DIV/0! #DIV/0!			
			役務費		手数料						#DIV/0!			
					保険料						#DIV/0!			
			備品購		IN POOR						#DIV/0!			
			委託料								#DIV/0!			
			その他	1	使用料及び 賃借料						#DIV/0!			
			C 07 12		原材料費						#DIV/0!			
物件引	貴合計						-	-		-	-			
年間如											#DIV/0!			
						算定								
			_						-					
	勤務	日数	×	1 E	I勤務時間 7:45	=	勤和	務時間(分) ————————————————————————————————————						
	人件費	事平均		草九多	务時間(分)		時間:	当たり人件費						
	7(11)	-	÷	±/J1.	- 20 ± 41 () 23 /	=		#DIV/0!						
	時間当た	り人件費	×	事務外	処理時間(分)	+		物件費	÷	年間]総処理件数 #DIV/0!			
									=		当たり手数料 #DIV/0!			

類似手数料等調査用シート													
作		成		日	令和●年●月	●日							
所	管	部	署	名	◆部●課								
手	数	料	名		○○○手数料								
徴 (法	収 律 •	条	根 例		沖縄市〇〇条	:例第◆条							
						調査項目							
					:隣町村)	*	·		·				
	<u>/市町村</u>	名	沖絲	杮	那覇市	浦添市	宜野湾市	うるま市	名護市	-			
手数料	額												
改定予	定額												
改定予	定時期												
項目	/市町村	1名	豊見	城市	糸満市	南城市	宮古島市	石垣市]				
手数料	額												
改定予	定額												
改定予	定時期												
項目	/市町村	1名	北中	<u></u> 城村	中城村	西原町	北谷町	嘉手納町	読谷村	1			
手数料					1 7711			34 3 413 3	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<u> </u>			
改定予	定額												
改定予	定時期												
							_			-			
県内10 平均額	D市及び	近隣町	T村の手	-数料	#DIV/0)! 円							
					l		_						
2 過去	の手数	料改艺	2										
改定の		-11-222				年	月 日	年	月日				
										1			
3. その)他												
工业小	76 0 1 - 4	-											
	改定にな 考慮すべ												
	っ慮, れば記ん												
下さい。)												